

# 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

- デジタルリテラシーの向上の一層の促進を図る観点から、認定職業訓練実施基本奨励金の単価について、以下(1)のとおりとする。
- また、訓練効果等の検証結果を踏まえ、令和7年3月31日までを期限とする求職者支援訓練の特例措置について、以下のとおり見直すこととする。令和7年4月1日から適用する。

## (1) 基本奨励金の単価引き上げ

<支給単位期間28日以上の場合>

基礎コース：60,000円/月

実践コース：50,000円/月

<支給単位期間28日未満の場合>

基礎コース：3,000円/日

実践コース：2,500円/日

※ 情報処理分野及び情報通信分野に係る認定職業訓練であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるもの<sup>※1</sup>

基礎コース：65,000円、70,000円又は80,000円<sup>※2</sup>/月

(支給単位期間が28日未満の場合は、3,250円、3,500円又は4,000円<sup>※2</sup>/日)

実践コース：55,000円、60,000円又は70,000円<sup>※2</sup>/月

(支給単位期間が28日未満の場合は、2,750円、3,000円又は3,500円<sup>※2</sup>/日)

(※1) IT特例、WEBデザイン特例、DSS特例が適用される訓練(業務取扱要領において規定)

(※2) 情報処理分野に限る。

<支給単位期間28日以上の場合>

基礎コース：63,000円/月

実践コース：53,000円/月

<支給単位期間28日未満の場合>

基礎コース：3,150円/日

実践コース：2,650円/日

※ 情報処理分野及び情報通信分野に係る認定職業訓練であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるもの

基礎コース：68,000円、73,000円又は83,000円/月

(支給単位期間が28日未満の場合は、3,400円、3,650円又は4,150円/日)

実践コース：58,000円、63,000円又は73,000円/月

(支給単位期間が28日未満の場合は、2,900円、3,150円又は3,650円/日)

令和7年度以降の取扱い

## (2) 介護分野等の上乗せに関する特例

### 【特例】

介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であって厚生労働省人材開発統括官が定めるもの(※)を実施した場合には、受講者1人につき1万円を「職場見学等促進奨励金」として支給する

(※) 企業実習・職場見学・職場体験のいずれかを実施する等(業務取扱要領において規定)

令和8年度末まで特例延長

令和6年度末までの取扱い

※ 上記のほか、コロナ禍に設けられた特例措置について、既に支給が生じないもの等について所要の手当を行う。